

消防計画

統括防火管理〔 該当・非該当 〕

年 月 日作成

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ_____部分に勤務等し、出入りする全ての者が守らなければならない。

第2 自衛消防隊の編成及び任務等

自衛消防隊長【 _____ 】

	火災発生時の任務	地震・風水害時の任務
【通報連絡担当】 _____ _____	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる。 _____	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。 _____
【初期消火担当】 _____ _____ _____	(1) 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 _____ _____	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒・落下・移動防止等の被害防止措置を実施する。 _____ _____ _____
【避難誘導担当】 _____ _____	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力を挙げる。 _____ _____	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警報等が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置に就く。 (2) 避難誘導を行う。 _____ _____
【応急救護担当】 _____ _____	(1) 負傷者の応急処置。 _____ _____ _____	○ 火災発生時の任務と同じ。 _____ _____ _____

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1, 2に基づき実施する。

検査対象	検査実施時期	検査実施者	その他必要事項
別表1	毎日____時		
別表2	____月・____月		

- (1) 不備事項を確認した際は、速やかに_____へ報告する。
- (2) 不備事項等の改修については、_____が行う。

第4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かない。
 - (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
 - (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
-

第5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
 - (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
 - (3) 終業時には、必ず施錠する。
-
-

第6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を策定し整備する。
- (2) 点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、整備し、保存する。
- (3) 点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。
- (4) 消防用設備の点検は、_____が実施する。

設 備 名		点検 時期	機器点検：__月
点検実施者			総合点検：__月

第7 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を、別記様式1, 2で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒・落下・移動防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。
- (4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気使用設備器具の直近にいる_____は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- (5) 地震時の活動は、前第2の自衛消防隊の編成及び任務による活動を原則とする。
 - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる_____に適切な指示を行う。
 - イ 避難に当たっては、身の安全を確保した後_____へ避難させる。
 - ウ 建物内にいる者を、広域避難場所（_____）へ誘導するときは、順路・道路状況・地域の被害状況について説明する。
 - エ 自力歩行が困難な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。

第8 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会う。
- (3) 工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。
- (5) 防火管理者は、_____について把握し、十分な安全対策を講じる。

第9 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
- (2) 消防計画の変更の届出
- (3) 防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防署長に報告（年__回）
- (5) 改装工事時の「工事中の消防計画」
- (6) 消火、避難訓練を実施する際の届出「自衛消防訓練通知書」
- (7) その他

第10 統括防火管理者への報告（該当・非該当）

「全体についての消防計画」で定めている、統括防火管理者に報告しなければならない事項が発生したときは、直ちに報告を行う。

第11 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおり委託する。

第12 防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に別紙1, 2の「防災の手引き」を使用し、教育を行う。

対象者	実施者	実施時期	内 容 等
従業員等	防火管理者	__月・__月 年 __回以上	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。
新入社員 パート	防火管理者 教育担当者等	採用時又は、 必要の都度	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。

- (2) その他

第13 訓 練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 _____	____月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	____月 ____月

その他

- ・消火訓練、避難訓練は年____回以上実施する。
- ・防火管理者は、訓練を実施する場合には、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」により、消防機関に通知する。
- ・防火管理者は、別表4「自衛消防訓練結果記録」により、訓練結果を検証し、当該検証結果を次回の訓練に反映させるとともに、当該結果記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

第14 その他防火管理上必要な事項

【緊急連絡先】役職・氏名_____ TEL : _____

第15 避難経路図の掲示

避難経路図（別図1）を作成し、_____に掲示する。

附 則

この計画は、_____年 ____月 ____日から施行する。

別表Ⅰ 自主検査チェック表（日常）

月

実施責任者						担当区域			
日	曜 日	実 施 項 目							
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。
 良好＝○ 不備・欠陥＝× 即時改修＝△

防火管理者 確 認	
--------------	--

別表2

自主検査チェック表（定期）

実施項目		確認箇所	検査結果		
建築物構造	基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
	屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。			
	手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	消防隊非常用進入口	表示されているか、また、進入障害はないか。			
防火施設	外壁の構造及び開口部等	・外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ・外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ・防火戸は円滑に開閉できるか。			
	防火区画	・防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ・階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ・自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し、自動的に閉鎖するのを確認する。 ・防火シャッターの降下スイッチを作動させ、シャッターが最後まで降下するか。 ・防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ・防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避難施設	廊下・通路	・有効幅員が確保されているか。 ・避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	階段	・手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ・階段室の内装は不燃材料になっているか。 ・階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ・非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	避難階の避難口	・扉の開放方向は避難上支障ないか。 ・避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ・避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ・避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気使用設備器具	厨房設備(大型レンジ、フライヤー等) ガスこんろ 湯沸器等	・可燃物品からの保有距離は適正か。 ・異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ・ガス配管は亀裂、劣化、損傷していないか。 ・油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ・排気ダクトの排気能力は適正か、また、ダクトは清掃されているか。 ・燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	ガスストーブ 石油ストーブ	・自動消火装置は適正に機能するか。 ・火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	変電設備	・電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ・変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ・変電設備に異音、過熱はないか。			
	電気器具	・タコ足の接続を行っていないか。 ・許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	少量危険物 貯蔵取扱所	・標識は掲げられているか。 ・掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ・換気設備は適正に機能しているか。 ・容器の転倒・落下・移動防止措置はあるか。 ・整理清掃状況は適正か。 ・危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ・屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	指定可燃物 貯蔵取扱所	・標識は掲げられているか。 ・貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ・整理整頓（集積）の状況は良いか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係 _____ 防火関係 _____ 避難関係 _____		年 月 日 年 月 日 年 月 日	火気使用設備器具 _____ 電気設備 _____ 危険物施設 _____	年 月 日 年 月 日 年 月 日	

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。 良好＝○ 不備・欠陥＝× 即時改修＝△

別表3

防火管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

防火対象物名称				
防火管理者名				
受託者名称・担当				
住所・電話番号				
受託者の行う防火対象物全体についての防火管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他（ ）	
			常駐場所	
			常駐人員	
			委託する防火対象物の区域	
	巡回方法	範囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他（ ）	
			巡回回数	
			巡回人員	
			委託する防火対象物の区域	
	遠隔移報方式	範囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）	
			通報登録番号	
			現場確認要員の待機場所	
			到着所要時間	
	方法	委託する防火対象物の区域		
		委託する時間帯		

※「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付する。

※ 各事業所における業務委託については、各事業所の消防計画で定める。

別表 4

自 衛 消 防 訓 練 結 果 記 録

☐ 防火管理者 ☐ 防災管理者			
防 火 対 象 物 の 所 在 地			
防火対象物名			
実 施 日 時	年 月 日	時 分から	時 分まで
訓 練 種 別	☐ 通報訓練 ☐ 消火訓練 ☐ 避難訓練 ☐ その他（ ）		
訓練参加人員	人	消 防 の 派 遣	☐ あり ☐ なし
訓 練 の 概 要			
反 省 事 項			
消 防 計 画 改 善 事 項			

〔消防計画について〕

_____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2箇所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したまま使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
照明、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（ ）（ ）
- 2 初期消火担当者（ ）（ ）（ ）
- 3 避難誘導担当者（ ）（ ）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備・器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
照明、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

別図 I

避難経路図

